北斗市防災連絡会議規約

(名称)

第1条 本会は、北斗市防災連絡会議(以下「連絡会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡会議は、防災士と地域防災マスター間及び北斗市との情報交換等を行い、相互連携を 図るとともに北斗市が推進する防災活動に協力し、市民とともに減災と自主的な地域防災活動 を効果的に推進することを目的とする。

(事業)

- 第3条 連絡会議は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 会員相互及び北斗市との情報交換
 - (2) 会員のスキルアップに関する事業
 - (3) 町内会や自治会が行う防災訓練(避難訓練、学習会等)への参加と支援
 - (4) 北斗市が行う防災計画に掲げる活動への参加と支援
 - (5) その他、連絡会議の目的を達成するために必要な事業

(構成)

- 第4条 連絡会議は、次により構成する。
 - (1) 会員 北斗市に在住または勤務する防災士の資格を得た方、または地域防災マスターの 資格を得た方で、本会の趣旨に賛同する有志をもって構成する。
 - (2) 事務局 当分の間北斗市総務部総務課におく。

(役員)

- 第5条 連絡会議に、次の役員を置くことができる。
 - 1 代表1名
 - 2 副代表1
 - 3 総務部長1名、事業部長1名、研修部長1名
 - 4 重点地域での活動を行うために地域委員を若干名置くことができる。
 - 5 代表は、事務局との連絡調整を担当する。
 - 6 役員は、会員の互選により選出し、役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 7 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 連絡会議に総会を置くとともに、連絡会議の目的の達成や運営の円滑化を図るため代表、 副代表、部長による運営会議を置くことができる。

(総会)

- 第7条 総会は、全会員をもって年1回開催し、代表が招集する。
- 2 総会の議長は、総会において選出するものとする。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数の賛成によるものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の

決するところによる。

(目的に応じた会議)

- 第8条 第6条に規定する目的に応じた会議として、企画会議、報告会、討論会などを開催できることとし、代表が招集する。
- 2 前項の会議の議長は、代表が交替で行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成26年5月29日から施行する。

附則

この規約は、平成27年3月19日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成30年5月30日から施行する。

附則

この規約の変更は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この規約の変更は、令和4年5月16日から施行する。